

平成29年第6回教育委員会会議事録

1 開催日時

平成29年5月26日(金) 午後3時00分～午後3時39分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	高橋 修二
	生涯学習課長	石野 郁也
	給食センター所長	宮田 哲
	図書館長	林 隆則
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	岡田 篤
	学校教育推進員	高橋 康伸

4 議 事

議案第24号 幕別町社会教育委員の委嘱について

議案第25号 幕別町学校給食センター運営委員会の委嘱について

議案第26号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第27号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

議案第28号 幕別町小中一貫教育推進構想(案)について

議案第29号 平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第30号 要保護・準保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第5回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第5回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、次に議件に入ります。

次に日程第5、議案第24号幕別社会教育委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(石野 郁也) 議案第24号幕別社会教育委員の委嘱につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。社会教育委員は、社会教育法第15条において、市町村に社会教育委員をおくことができるとされておりますことから、本町では幕別町社会教育委員に関する条例第2条及び第3条において、委員の定数及び任期などを規定しているところであります。

委員の構成は、第1号委員の学校教育関係者、第2号委員の社会教育関係者、そして第3号委員の学識経験のある者の3つの区分により構成しているところであります。

この度、提案させていただきました委員の委嘱につきましては、委員の任期の途中であります。第2号委員の長谷川 隆照氏が幕別町PTA連合会の会長を降りられましたことから、新たに幕別町PTA連合会の会長になられました郡谷 亮氏を委嘱しようとするものであります。

なお、委員の任期につきましては、平成29年5月30日から、前任者の残任期間であります平成30年5月29日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第24号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第24号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第6、議案第25号幕別町学校給食センター運営委員会の委嘱について説明を求めます。

学校給食センター所長(宮田 哲) それでは議案第25号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。学校給食センター運営委員会の委員構成につきましては、学校代表者が5名、父母代表者が5名、公募によるものが3名の計12名となっております。

この度、学校のPTAの役員改選によりまして、1人の運営委員の欠員が生じたので、議案書に記載の矢崎圭子氏を新たに委嘱するものであります。

任期につきましては、前任者の残任期間であります平成30年5月31日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第25号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第25号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第7、議案第26号幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) それでは議案第26号幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。本条例につきましては、学校教育法の規定に基づき、町立幼稚園の設置に関し、規定しているものでありますが、この度、国の子ども・子育て支援法施行令の一部が改正され、ひとり親世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の特例措置が拡充されたことに伴い、本町におきましても所要改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。別冊の議案第26号説明資料の新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。この度改正する箇所には、下線を引いておりますが、現行の別表第1の保育料金表の備考の改正及び追加であります。

はじめに、別表第1の保育料金表の備考4についてであります。ひとり親世帯などに対する保育料の軽減措置につきまして、現行より更に経済的負担の軽減を拡充するため、「市町村民税の所得割課税額7万7千100円以下の世帯」いわゆる第3階層の第1子の幼稚園利用にかかる保育料を、現行の月額3千500円から第2階層の「市町村民税の非課税世帯」と同額の月額2千円にするものであります。

次に備考5についてであります。多子世帯の軽減措置の拡充として、第2階層の非課税世帯の第2子の幼稚園利用にかかる保育料を、現行の規定の文言を整理し、備考5を備考6とし、備考6を備考7に繰り下げ、新たに、備考5として、第2階層の非課税世帯の第2子の幼稚園利用にかかる保育料を、無料に規定を追加するものであります。

なお、この改正により、第2階層の非課税世帯につきましては、第2子以降、幼稚園利用にかかる保育料が無料となります。

また、今回の改正に伴う幼稚園利用にかかる保育料への影響額については、多子軽減にかかるものが児童1人で、金額は1万2千円、ひとり親などにかかるものは、影響がないものと試算しているところであります。

次に議案書の3ページにお戻りいただきしたいと思います。附則についてであります。この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第26号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第26号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第8、議案第27号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) それでは議案第27号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧くださいと思います。本補助金につきましては、私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減、公私間格差の是正を図るものとして、国の定め

まず基準に準じて要綱を定め、交付しているものでありますが、この度、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱が改正され、各階層における第1子及び第2子に係る補助限度額が引き上げとなりましたことから、本町におきましても所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。別冊の議案第27号説明資料の新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。この度改正する箇所には下線を引いておりますが、現行の別表第1、第2及び第3表の補助限度額の改正、幼稚園利用にかかる保育料の減免に関する調書の様式の改正であります。はじめに、別表第1についてであります。この表は、1人並びに同一世帯から複数人が就園している世帯に係る表であります。今回改正するのは、第2階層の非課税世帯の「同一世帯から2人以上就園している場合の第2子」の補助限度額を、現行の29万円から、1万8千円増の年額30万8千円に、第3階層の市町村民税の所得割課税額7万7千100円以下の世帯の「1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の第1子」の補助限度額を、現行の年額11万5千200円から2万4千円増の年額13万9千200円に、同じく第3階層の世帯の「同一世帯から2人以上就園している場合の第2子」の補助限度額を、現行の年額21万1千円から、1万2千円増の年額22万3千円に引き上げるものであります。

次に2ページをご覧くださいと思います。別表第2についてであります。この表は、兄、姉が小学校1年から3年生までにいる第2子、第3子以降の幼児が就園している世帯など、いわゆる多子世帯等に係る表であります。今回改正するのは、第2階層の非課税世帯の「兄、姉が小学校1年から3年生までにいる第2子」の補助限度額を、現行の年額29万円から、1万8千円増の年額30万8千円に、同じく第3階層の市町村民税の所得割課税額7万7千100円以下の世帯の補助限度額を、現行の21万1千円から、1万2千円増の年額22万3千円に引き上げるものであります。

次に、3ページをご覧くださいと思います。別表第3についてであります。この表は、ひとり親世帯に係る表であります。今回改正するのは、第3階層の市町村民税の所得割課税額7万7千100円以下の世帯の「第1子」の補助限度額を、現行の年額21万7千円から、5万5千円増の年額27万2千円に引き上げるものであります。

次に4ページをご覧くださいと思います。様式第3号についてであります。幼稚園利用にかかる「保育料等減免措置に関する調書」の様式の改正であります。現行の様式の上段③の「公立・私立の欄」を「ひとり親世帯等の該当の有無の記載欄」に改正し、下段には「園児の保護者が当該年度に納めるべき入園料・保育料等の年額の記載欄」を新たに追加し、あわせて様式内の文言を整理するものであります。なお、この改正に伴う影響額については、児童34人で、金額は34万8千円と試算しているところであります。

次に5ページをご覧くださいと思います。附則についてであります。この要綱は公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第27号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第27号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第9、議案第28号幕別町小中一貫教育等推進構想(案)について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) それでは議案第28号幕別町小中一貫教育等推進構想(案)につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧くださいと思います。小中一貫教育につきましては、昨年度

から取組をスタートさせたところであり、7月には1回目の小中一貫教育等推進会議を開催し、視察研修等の実施、そして本推進構想(案)の策定検討を行ってきたところでもあります。本推進構想(案)につきましては、幕別町の小中一貫教育を推進するため、将来的な展望を見据えた長期的な構想を盛り込んだ内容のものとして、今後、一貫教育を目指していく上で、

この推進構想が、本町における一貫教育のあり方の基本となるものであり、先日開催いたしました推進会議において、承認いただきましたので、この度、教育委員会会議において本推進構想(案)につきまして、ご決定いただきたいと思います。

別冊の議案第28号説明資料を1ページをご覧くださいと思います。幕別町小中一貫教育構想(案)の内容についてであります。本推進構想の最初には、めざす幕別の教育の姿として「幕別町教育の日」のスローガンである「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人、子どもをまん中に、すべては子どもたちのために」、その下には、「ふるさとに誇りをもつ子どもを育む幕別の一貫教育」というキャッチフレーズを掲げ、ふるさとへの愛着や誇りを育み、幕別町が好きと言える心を持つ子どもを育むことが、今後、小中一貫教育を含めた教育活動を進めていく中で、非常に大切な要素であると考えておりますことから、このキャッチフレーズを合言葉に、子どもたちのために取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「小中一貫教育等の背景」と「小中学校の接続における課題」が記載されておりますが、接続における課題としては、図に表示しているものの他、様々な要因があると思われまますが、その多くが小学校から中学校に入学する時期に増加することから、中1ギャップが言われており、この中1ギャップを解消することは、不登校やいじめの解消のみならず、学力や学校力向上にも、つながるものと考えております。

次に、2ページをご覧くださいと思いますが、今後、進めてまいります小中一貫教育等について、本町では、上段の四角の中にある4つの「変わる」をキーワードに「一貫教育等の意義」として、これを目的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に「一貫教育等の基本構想」についてであります。ここに4つの矢印でお示ししているとおり、構想の期間を第1期から第4期に分け、今後目指す町の教育の姿について、示しております。

第1期につきましては、現在進めている平成28年度から平成30年度までの内容であります。小中一貫等教育の着手、そして30年度には、モデル校の設置、そしてモデル校をはじめ、各エリアにおける研究実践を進めるものであります。第2期につきましては、平成31年度から平成33年度にかけて、中学校区を一つのエリア、いわゆる学園として、それぞれエリアでの一貫教育の本格実施に向け、各種取組を進め、平成33年度には、すべてのエリアにおいて、一貫教育の実施を目指すものであります。第3期につきましては、平成33年度から平成34年度にかけて、一貫教育の実施に合わせ、それぞれのエリアの学校が、それぞれ地域に合った特色のある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクールの実践を通し、平成34年度にはコミュニティ・スクールの導入を目指すものであります。第4期につきましては、平成35年度から平成36年度にかけて、本町の一貫教育の集大成として、幼稚園から高校までの一貫教育等を目指すものであります。

次に「一貫教育の3つの柱」についてであります。一貫教育等を進めていく中で、ここにお示ししている1から3の3つを柱に、取り組むものであります。1の「義務教育9年間を見通した教育活動の創造」としては、教育課程や授業の方法など主に学校における教育活動に関係するもの、2の「未来社会に自立と共生の力をもって生き抜く子どもの育成」としては、児童生徒の心や体の育成など主に子どもに関係するものであり、3については、「学校・家庭・地域が一体となった教育の創造」としては、現在ある学校運営協議会をベースに、地域が一体となったコミュニティ・スクールの仕組みづくりなどを目指し、この3つの柱を中心に一貫教育に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3ページをご覧いただきたいと思いますが、「小中一貫教育の期待される成果」として、平成26年度の文部科学省の調査の抜粋を表示しておりますが、各項目において、低いものでも約7割以上の学校において成果が認められるという結果となっております。

次に、「予想される課題」として、ここに記載されている課題等が予想される場所ではありますが、今後、小中一貫教育等を進めて行く上で、学校や保護者へ丁寧に説明し、教育委員会も一体となって、それぞれが知恵と工夫を出し合って、子どもたちのために、それぞれの課題を解決しながら、進めていかなければならないものと考えております。

次に、幕別町小中一貫教育のスタイルとして、先ほど触れましたが平成30年度に小中一貫校のモデル校の設置、実践を通して、最終的には全てのエリアで小中一貫とする方針であります。ここでは、それに向けた各エリアにおけるそれぞれの形を示しておりますが、小中一貫校の設置にあたりましては、幕別小学校や幕別中学校のような学校施設が隣接している施設隣接型、その他のエリアは学校施設が分離しておりますので施設分離型として、小中一貫校の実践を目指して取り組んでまいりたいと考えております。右下にあります施設一体型については、将来に向けて検討が必要と考えております。

4ページ以降には、推進組織の概要、その下段には、先ほどご説明いたしました本構想の第1期における各年度の取組みを記載したロードマップ、5ページは、基本構想の概要版となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第28号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第28号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第10、議案第29号幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(岡田 直之) それでは議案第29号幕別町一般会計補正予算の要求についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に69万3千円を追加し、予算の総額を13億8,601万4千円とするものであります。3項中学校費26万円9千円を追加するものであります。2目教育振興費26万9千円ではありますが、負担金補助及び交付金の修学旅行費支援事業補助金は、就学援助認定者数の減少から、本事業の対象者数が増加したことにより、予算が不足いたしますことから追加するものであります。5項社会教育費42万4千円を追加するものであります。7目図書館管理費42万4千円ではありますが、備品購入費のAV機器は、幕別町図書館の研修室に、開館当初から設置しておりますプロジェクターが経年劣化により修理可能となりましたことから更新するものであります。

本プロジェクターにつきましては、毎月行っております「コミバスで映画界」等の事業でも活用されておりますことから、更新を急ぐものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第29号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第29号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第11、議案第30号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。このほか質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第6回教育委員会会議を閉じます。